

令和7年度

松江市ひとり親家庭等高校通学費助成のご案内

松江市においては、市内に住所を有するひとり親家庭等の保護者に対し、児童が高等学校等に通学するための費用の一部を助成しています。

対象者

次のすべての条件を満たす方が対象です。

- 母子家庭の母又は父子家庭の父、または父母に代わって児童を養育している方で、かつ松江市に住所を有する方。
- 高等学校等（※）の第1学年から第3学年までの学年に在籍し、かつ20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を養育している方。（※全日制、定時制の高等学校、並びに盲学校・ろう学校及び養護学校の高等部、高等専門学校、高等専修学校、職業訓練校のこと）（通信制・海外留学を除く）
- 他の通学費にかかる助成制度を受けていない方
（例：「松江市通学支援補助制度」（交通政策課）、生活保護、特別支援教育就学奨励費との併用は不可）

助成の額と必要書類

通学手段	助成の額	必 要 書 類	
【1】交通機関利用 ・バス、電車、 その他交通機関 等 (バス・電車の併用可)	定期券購入額の 2分の1 / 月 (支給上限 10,000 円 / 月)	・定期券(写) ・バスICOCA 定期券内容控 (<u>領収書のみでは申請できません</u>) ☆児童氏名・区間・金額・有効期限 の記載があるもの ※バスカード、回数券、現金は不可	①助成申請書：様式第1号 ②児童の在学証明書 ※申請年度のもの。学生証の写しは不可 ③申請者の口座確認書類(写) ※金融機関名・支店名・口座番号・ 口座名義の分るもの ※②・③は、同年度内で2回目以降 の申請時は省略可（在学している学 校、口座情報に変更がない場合）
【2】自宅からの通 学が困難等の理由 による寮、寄宿舍 等利用	寮費の2分の1 / 月 ※食費・光熱費除く (支給上限 20,000 円 / 月)	・寮費のわかるもの ※契約書(写)や学校案内等 ・領収書(写) ※寮費等支払が確認できるもの	④戸籍謄本 ※申請者が「児童扶養手当」または 「ひとり親福祉医療」の認定を受けて いない場合 ※④は、同年度内で2回目以降の申 請時は省略可
【3】交通用具利用 ・自転車、バイク (卒業の日までに購 入、修理したものに限 る)	購入額の2分の1 (支給上限 20,000 円) ※在学期間中、申請1回限り ※領収日の属する年度内に申請 されたものが対象 ※高校入学前の購入分申請可 (入学前の3か月購入分に限る)	・領収書(写) ・ 通学許可番号 ※ステッカー等の番号が必要です。番 号が発行されない場合はご相談くださ い。	※必要書類をそろえて提出して ください。不備がある場合、受付 できませんのでご注意ください。
	修理額の2分の1 (支給上限 5,000 円/年) ※各年度、申請1回まで ※修理費総額が 3,000 円以上 (複数枚の領収書の合計も可) ※領収日の属する年度内に申請 されたものが対象	・領収書(写) ・ 通学許可番号 ※ステッカー等の番号が必要です。番 号が発行されない場合はご相談くださ い。	

※各種様式は松江市ウェブサイトからダウンロードできます。[松江市 ひとり親](#)で検索してください。

申請期限は令和8年3月31日です。

申請受付等

- 随時受付しています。
- 申請受付後、審査した後に支給決定通知書を送付します。
- 原則、申請受付月の翌月末日に口座へ振込みます。
- 定期等購入の都度申請されても、まとめて申請されても結構です。ただし、年度が変わると助成出来ませんので、必ず年度内に申請してください。

注意点

- 【1】は購入された定期券等またはバス ICOCA 定期券内容控の写しを申請書に添付してください。
児童氏名・区間・金額・有効期限の記載があるものの添付が必要です。領収書だけでは申請できません。
- 【2】について提出された寮費等に食費・光熱費が含まれる場合には、寮費等から松江市の定める経費を引いた後の2分の1の額を助成支給します。保護者または養育者と同居の場合は対象外です。寮費等の領収書等の写し（支払が確認できるもの）を申請書に添付してください。
- 【3】は、通学許可番号等の記入が必要です。
- 【3】の交通用具の購入額の申請は、在学期間中1回限りです。領収日の属する年度内に申請されたものが対象です。ただし入学月の3か月前～前月領収分に限り高校入学前の購入分も対象とします。（4月入学の場合、1～3月の購入分可。）入学前購入分については、入学した年度内に申請してください。
- 【3】の交通用具の修理額の申請は、各年度1回限りです。年度内で修理費総額が3,000円以上の領収書を対象とします。（複数枚の領収書の合計でも可。）
- 徒歩通学や車等による送迎は助成対象外です。
- この案内に記載されている内容は令和7年度分についてのものです。来年度以降の内容は変更される場合があります。

お問い合わせ・提出先

松江市こども子育て部子育て給付課 ひとり親支援係
〒690-8540 松江市末次町86番地 TEL 55-5942
※各支所市民生活課でも受け付けます。